（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

s

最終更新日：令和8年10月26日

(一社)ワールドスケートジャパン　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）中長期基本計画を策定している。】 2025年2月25日中長期計画を策定し、同年３月に公表済みである。 【（２）中長期計画の公表している】 同年３月に公表済みである. 【（３）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。】 各競技委員会に対し、連盟全体の中長期計画を作成するに当たり、競技議委員会それぞれの中長期の目標、現状分析、達成目標、戦略的課題、アクションプランなどについて意見を出すように求めた。	2025~2035中長期計画
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）人材の採用及び育成に関する計画を策定している。】 （１）オリンピックを機に選手強化を目的に組織の強化を図った。ティームコーチからナショナルコーチ及びハイパーフォーマンスディレクターの就任、また国際派遣時に必要とされるコーチや帯同スタッフの増員採用を実現した。更に本年度はコーチや作動解析の専門コーチを加えて充実した体制を整えた。 【審査基準（２）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。】 スケートボード競技において、ハイパーフォーマンスディレクターに依るコーチ強化事業の結果コーチ人数及び総合力の向上が実現した。新たに公認インストラクター制度の発足、またアスリートパスウェイ制度の公表がされ優秀な人材の早期発掘と育成活動が開始した。 【審査基準（３）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。】 スケートボードでは大会毎に特定育成対象選手を選考して１０歳以下の若年選手の育成を進めている。 また他スケートボード団体との連携で若年層の強化に繋がる活動（大会）を進めている。 2025年2月25日、上記(１)～(３)を含めた中長期計画を作成し、同年３月に公表済みである。	2025~2035中長期計画 特定育成対象選手規程 アスリートパスウェイ制度 公認インストラクター制度
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）財務の健全性確保に関する計画を策定している。】 2025年2月25日中長期計画を策定し、同年３月に公表済みである。 【審査基準（２）財務の健全性確保に関する計画を公表している。】 2025年2月25日中長期計画を策定し、同年３月に公表済みである。 【審査基準（３）計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。】 連盟全体の中長期計画を作成するに当たり、各競技委員会それぞれ中長期計画に基づいて組織運営をするための財政の健全確保について意見を求めた。	役員名簿 令和6年度活動計算書 令和7年度活動予算書 2025~2035中長期計画

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）外部理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。】 今年度には全理事２５名の内、外部理事（有識者等）が６名（国会議員、スポーツドクター、公認会計士、マーケッティング）となり目標を下回った（２４％）。 【審査基準（２）】女性理事は現在４名就任している（11.6%）。男子の多い競技でありOGが少ないことから外部からの採用も積極的に行う予定である。 女性理事の割合は、2026年6月に20%以上を目標としていたが未達成である。2028年6月に40%以上となるように努める。理事の個人的つながりだけではなく、他のNFなどと情報交換を図り女性理事の割合を増加させる。	役員名簿 役員選任規程 事務局規程 経理規定
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	WSJでは評議員設置がないため、本審査項目は適用されない。	該当しない
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）】 アスリート委員会規定を策定し、2024年11月2日にアスリート委員を承認し発足した。 【審査基準（2）】 5競技の選手が選ばれ、5名中3名は女性選手であり、競技種目、性別、オリンピアンなどバランスが取れた適切な人選が行われた。 【審査基準（3）】 アスリート委員会会議に専務理事及び理事並びに事務局長等が参加し、WSJの式運営にアスリートの意見を反得させる機会とした。	アスリート委員会規定

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている】 ２５名の理事による定期理事会を年２回、臨時理事会を随時開催していて（年2~3回程度）充分な組織運営を実現している。	役員名簿
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【（1）理事の就任時の年齢に制限を設けている。】 2024年11月2日に、役員規定、役員選任規定などを改定し、役員の就任時の年齢制限を規定した（ただ、外部理事についての年齢制限は除外している。） ２０２６年の理事選出に当たっては年齢制限にしたがった人選を行った。	役員規定 役員選任（選考基準含む）規定
[redacted]	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。】 １０年以上の在任期間とならないように考慮している。2024年11月2日に役員選任規定を改正し、2026年5月の役員改選から、10年を超えての在任期間を原則として認めないこととした。 （2）最長期間に達した者については，再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期２期分）を合わせて定めた。	役員名簿 役員選任（選考基準含む）規定

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】 適用されない。	該当しない

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。】 従来外部理事も加えた５名の役員選考委員会に依る役員選任を理事会から独立した形で行っていた。 役員候補選考委員会規程は制定していなかったが、役員選考委員会を組織し、役員候補の選考を行い理事会に提案していた。 2024年11月2日、役員候補者選考委員会規程を制定し、同時に、役員選任規程に役員選考基準を追記して改正した。 【審査基準（2）役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している】 従来の役員選考委員会においても外部有識者理事（弁護士・マーケティング会社社員など）を配置していたところ、2025年委員は外部委員は3名、そのうち有識者１名(弁護士)であった。 【審査基準（3）役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。】 2025年2月25日、過半数を現理事以外とした委員を選任した。	役員名簿 役員選任（選考基準含む）規定 役員候補者選考委員会規定
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。】 倫理規程、役員行動規程等で法令遵守についての規程を整備し、 WSJホームページにて開示している。 2024年7月現在までに右記の規程を完成させて公開している。	コンプライアンス規程 役員行動規範 利益相反規程 代表選手選考規程 選手の権利保護規程 倫理規定 情報公開規程 競技委員会規程 役員報酬規程 リスク管理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。】 定款をはじめ、競技者登録規程、社員総会規程、理事会規程、競技委員会規程、事務局規程等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備し、HPで開示している。 更に、組織運営等に必要な規程の内容を見直しHPに掲載した。	加盟団体規定 行動規範規定 事務局規程 倫理規定 競技委員会規程 競技者登録規程 慶弔規程 諸謝金規程 日本代表及び強化選手規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（１）法人の業務に関する規程を整備している】 情報公開規程、個人情報保護規程等、法人の運営に必要な一般的な規程を整備しHPで開示している。 また、リスク管理規程を定めている。 事務局規程を整備し事務局の業務の明確化を定めた。	リスク管理規程 情報公開規程 事務局規程 コンプライアンス連絡・通報窓口図
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。】 役員報酬等規程を作成しHPに掲載している。	役員報酬規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）法人の財産に関する規程を整備している。】 財産運用管理規程、寄附金等取扱規程を作成し理事会承認を経てHPに公開予定であったが未達成である。	財産運用管理規程 寄付金等取扱規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）財政的基盤を整えるための規程を整備している。】 2024年11月2日、スポンサーとのパートナーシップ制度を定めるパートナーシップ規程を制定した。	寄付金等取扱規程 パートナーシップ規程
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。】 代表選手選考規程、日本代表及び強化選手規程を2021年6月に策定した。 さらに、選考規程に関して各競技委員会の実情に合う規程に改訂した(2023年10月31日)。 スケートボード強化指定選手選考規程を整備し委員会の承認を得て適用中） 【審査基準（2）選手の権利保護に関する規程を整備している。】 選手の権利保護規程を2021年6月に策定した。 【審査基準（3）選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。】 WSJは選手選考に関する規定は2022年1月に作成し適宜改定している。また、上記(1)を実施する際に、各競技委員会においてWS・WSJの規程を参考にして審判員の選出、研修などをおこなっている。	日本代表及び強化選手規程 代表選手（国際大会派遣選手）選考規定 選手の権利保護規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。】 WSJ全体の審判規定を2023年10月31日に作成した。 2025年2月、各競技委員会の審判員選出状況等の報告書を作成した	審判員規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準（1）規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。】 2022年5月から公認会計士を外部理事として選任し、また、２０２６年６月から弁護士を監事に選任し、さらに、コンプライアンス委員会において弁護士に業務を嘱託している。 【審査基準（2）役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。】 理事に公認会計士を選任したので十分な法的及び会計的相談が出来る体制を整えた。	役員名簿 コンプライアンス委員会規定 コンプライアンス連絡・通報窓口図 コンプライアンス委員会名簿 通報窓口規程
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。】 コンプライアンス委員会を2020年に設置し、少なくとも年1回以上開催した。 【審査基準（2）コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。】 コンプライアンス委員会規程を策定し、規程内にて役割、権限、職務を明文化し委員会を運営している。（2021年6月制定）。2023年10月31日に改訂した。また、コンプライアンス規定を2023年10月31日に改訂した 【審査基準（3）コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも１名以上は女性委員を配置している。】 2025年2月25日、女性委員を選任したが、現在女性委員は不在である。	コンプライアンス委員会規程 コンプライアンス規定 通報窓口規程
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。】 現在、有識者は弁護士１名のみである。	役員名簿 コンプライアンス委員会名簿

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）役職員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。】 役職員向けには、独自のコンプライアンス教育は実施できていないがJOCの法務研修を業務執行理事が受講するように周知し、受講を開始した。 2025年1月、コンプライアンス通報窓口に関する研修会を開催し、WSJ理事、事務局、各競技委員会委員、スケートボードナショナルチームコーチ・スタッフなどが参加して実施した。	コンプライアンス委員会規程
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施している。】 以下記載のとおり、年1回以上実施している。 ・アンチドーピングに関してなどの学習(eラーニング）は各種大会の代表選手は受講を必ず行っている。 ・オリンピック強化指定選手に選ばれた選手は基礎研修プログラムを受けることを徹底するようにしている。 ・2025年1月、コンプライアンス通報窓口に関する研修会を開催し、WSJ理事、事務局、各競技委員会委員、スケートボードナショナルチームコーチ・スタッフなどが参加して実施した。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）NFが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する審判員に対して、少なくとも年に1回以上のコンプライアンス教育を実施している。】 スケードボード委員会においては、各種大会に参加する審判委員に対して、その都度マナーその他のコンプライアンス研修を年1回以上実施している。 ９種目の競技団体が加盟しているため、全競技の審判員に対するコンプライアンス教育・研修を実施することはできていない。今後、各競技委員会、都道府県連などとも協議をしてコンプライアンス教育・研修という時間を設け、実施していく。	競技委員会規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。】 2022年度から弁護士等の専門家が外部理事となったことから常時サポートを受ける体制を構築したことから、専門家のサポートが必要となる案件は、常時サポートを受け、検証も行える体制となった。 【審査基準（2）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。】 2022年度から弁護士・会計士の専門家が外部理事となったことから日常的にサポートを受ける体制を構築した。また、2026年からは弁護士が監事に就任した(理事の弁護士は不在)。 また、社会保険労務士のサポートを受ける体制となった（スポット契約）	役員名簿
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。】 財産管理に関しての規程は整備されていないが、経理規程を定めており、経費処理に関して税理士事務所と契約をし、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。また、外部理事である公認会計士からもサポートを受けている。 【審査基準（2）各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。】 現在は会社経営者であり、貸借対照表など財務などの経験から適正であると考え選任している。 今後は税務／会計の専門家を選任する予定である。 【審査基準（3）各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。】 年１回の総会の際に会計監査、結果報告を行っているが、事業報告及びその附属明細書の監査報告書の作成をおこなっていなかった。2021年3月決算時より、事業報告及びその附属明細書の監査報告書を作成している。	役員名簿 役員選任(選考基準含む) 規程 事務局規程 経理規定
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金、助成金等に関しては、要綱などの定めに沿って適正に処理している。 また、法令、ガイドライン等の遵守が確実に行えるよう、毎回説明会に出席、内容の確認を行い 手続きを行っている。 倫理規程により法令、ガイドライン等を遵守として明記されている。 また、振興くじ助成金について、当該実施要領を遵守して適正に処理している。	事務局規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。】 財務情報等については、法令に基づき、広く開示内容を閲覧できるように、 平成２９年度よりWSJホームページにより行っている。	代表選手（国際大会派遣選手）選考規定 日本代表及び強化選手規程 強化指定選手選考基準と処遇 国際派遣規程
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国際大会参加選手基準は選考大会前に要項とともに各クラブに連絡、ホームページ上にも公開している。 代表選手選考規程、日本代表及び強化選手規程を2021年6月に策定した。 ただ、選考規定に関して各競技委員会の実情に合致していないという指摘もあったことから、2023年10月31日に改訂し、より適正な規定とした。	代表選手（国際大会派遣選手）選考規定 日本代表及び強化選手規程 強化指定選手選考基準と処遇 国際派遣規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。】 ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等については、自己説明シートを毎年10月中に連盟ホームページにて開示していく。 当連盟の規程は、全て連盟ホームページにて開示している。 今後も、不足分、追加分については随時、ホームページ上に開示していく。 2024年5月スケートボード競技において未成年者の飲酒事案が発生した。速やかな対応を行い、発生から約1か月で責任者及び選手の処分を行い、また、再発防止策を決定し、HPにて公表した。 2026年9月スケートボード選手の違法薬物所持事案が報道されたが、現時点での調査をHPで公表した。	利益相反防止規定 懲戒規定 スケートボード処分公表書面 2024処分経緯報告書 WSJHPガバナンスコード公表画面

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）重要な契約については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。】 重要な規約についてはWSJ役員だけでなく、専門家理事（弁護士、公認会計士）に内容の確認を依頼し、慎重に検証を行っている。 【審査基準（2）利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。】 利益相反が生じないよう、定款第31条および倫理規定第5条2項に定められている。 利益相反防止規程を2023年8月10日に策定した。 利益相反ポリシーを2024年11月2日に制定した。	定款 倫理規定 利益相反防止規定 利益相反ポリシー
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）利益相反ポリシーを作成している。】 利益相反ポリシーを2024年11月2日に制定した。	倫理規定 利益相反防止規定 利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。】 通報窓口を設置し、ホームページ上に開示している。通報窓口規程は、2024年11月2日に制定した。 【審査基準（2）通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。】 ホームページ上に開示している通報窓口の説明に守秘義務を明記している。 【審査基準（3）通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。】 2024年11月2日に通報窓口規程を制定した。 【審査基準（4）通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。】 相談者の権利保護についてコンプライアンス規定に組み込んだ(2023年10月改訂)。 【審査基準（5）研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。】 2025年1月、コンプライアンス通報窓口に関する研修会を開催し、WSJ理事、事務局、各競技委員会委員、スケートボードナショナルチームコーチ・スタッフなどが参加して実施した。	コンプライアンス規定 コンプライアンス連絡・通報窓口図 通報窓口規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。】 コンプライアンス委員会が弁護士を選任し体制が整った。今後調査機関メンバー、 運営形態等、具体的な内容を定め整備していくが、実際の運用で、メールでの意思決定などをおこなって、改善してきた。 2024年11月2日に通報窓口規程を制定した。	コンプライアンス委員会規程 通報窓口規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。】 懲戒規程を策定し、当連盟ホームページにて公開している。 【審査基準（2）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。】 懲戒規定を策定し、当連盟ホームページ上にて公開している。 【審査基準（3）処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。】 不服申立規程に処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを盛り込んだものを作成し、当連盟ホームページに公開している。 【審査基準（4）処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。】 懲戒規定に告知の旨を規定している。	懲戒規定 選手等の不服申立規程 コンプライアンス規定 コンプライアンス委員会規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。】 コンプライアンス委員会、および執行理事会での決議に基づいて処分を行うことを原則としている。 2022年度より、コンプライアンス委員会は弁護士などの外部理事を中心に組織されたことから、中立性・専門性を有した体制が確立した。	懲戒規程 コンプライアンス規定 コンプライアンス委員会規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。】 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項は採択しているが未登録である。 日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項の採択についてのQ&Aにもとづき登録を進め、2024年8月に申請し完了した。 【審査基準（2）自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。】 懲戒規程と2021年4月制定の選手等の不服申立規程によりNFのあらゆる決定を不服申し立ての対象とした。 【審査基準（3）申立期間について合理的ではない制限を設けていない。】 合理的でない制限を設けていない。	懲戒規程 選手等の不服申立規程 JSAA・HP

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。】 懲戒規程を策定し、当連盟ホームページにて公開している 懲戒規程内にスポーツ仲裁の利用が可能であることを明記し、また処分通知書にもスポーツ仲裁の利用が可能であることを明記している。	懲戒規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（1）危機管理体制を構築している。】 現状ではコンプライアンス委員会が対応している。また、2024年6月総会で理事会規定が制定され、日常業務を執行する業務執行委員会が明記され（業務執行理事7名以内）危機管理に対応することとなった。 【審査基準（2）危機管理マニュアルを策定している。】 危機管理マニュアルを2024年11月2日に策定した。 【審査基準（3）危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。】 危機管理マニュアル内にはフロー図が作成されている。 【審査基準（4）危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。】 危機管理マニュアルに記載されている。	コンプライアンス委員会規定 理事会規定 リスク管理規程 危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し、不祥事の根本的な原因究明を含む不祥事対応を行い、必要に応じて、不祥事の事実関係、処分内容、根本的な原因及び再発防止策を公表している。】 2024年5月スケートボード競技の未成年者飲酒事案では速やかな対応を行い発生から約1か月で処分と再発防止策を決定しHPにて公表した。また、予防策として2回コンプライアンス研修を実施した。 2026年9月違法薬物所持事案が発生したが、可能な限りの調査を行い、広報した。 【審査基準（2）不祥事対応が一度収束した後においても，再発防止策の取組が適切に運用され，定着しているかを不断にモニタリングした上で，その改善状況を定期的に公表している。】 2024年7月から8月のパリオリンピックから、未成年者の外出にはスタッフが必ず同行することとなった。	2024再発防止研修実施公表HP

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。】 過去において外部調査委員会を設置する不祥事は発生していないことから、この項目は該当しない。	該当しない。
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。】 加盟団体規定により、加盟に関する条件等は整備されているが、会員資格に関わることから見直し中である。2026年6月までに加盟団体規程を改定する予定であったが、検討中である。 2025年から2026年6月、活動状況、組織整備の現状の報告を求め、未提出等の地方組織については2027年に資格を喪失させることとした。また、複数の地方組織から大会の届出もあった。 【審査基準（2）地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。】 都道府県連盟等に対して、理事会・総会開催時に説明会を行い啓蒙を行って いる。 2024年11月中に都道府県連盟等にガバナンスガイドブックを配布し（JSAA作成）、啓蒙活動を続継続する。 【審査基準（3）地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。】 2024年11月に都道府県連盟等にガバナンスガイドブックを配布し（JSAA作成）、今後も啓蒙活動を続継続する。 2025年に都道府県連盟組織に対して、規約の整備、総会議事録作成、役員名簿、会計帳簿、活動報告・活動計画の策定などを組織整備を行うよう指導した。	加盟団体規程 WSJ組織図 コンプライアンス委員会規程 JSAAガバナンスガイドブック（JSAA） 20260626第2回理事会議事録
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。】 地方組織に対し、団体としての規約ひな形などを送付し、組織整備の支援を行った。	20260626第2回理事会議事録